

議案第8号

石川県教育委員会事務局等組織規則等の改正等について

1 提案理由

教育委員会事務局の組織改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるため

2 改正規定

- (1) 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- (2) 教育振興推進室及び全国高等学校総合文化祭開催準備室廃止に係る告示
- (3) 県立高校魅力化推進室設置に係る告示
- (4) 全国高等学校総合文化祭開催推進室設置に係る告示
- (5) 石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止
- (6) 教育長に対する権限委任規則の一部改正
- (7) 教育長専決に関する規則の一部改正
- (8) 教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止
- (9) 電磁的記録を使用して行うことができる保存等の告示の廃止
- (10) 石川県教育委員会文書管理規程の一部改正
- (11) 石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- (12) 石川県立学校処務規程の一部改正
- (13) 石川県立学校教職員結核管理規則の廃止
- (14) 石川県教育委員会聴聞規則の一部改正

3 改正概要

別紙のとおり

改正概要

1 改正内容

(1) 組織改正に伴うもの

- ・ 県立高校の魅力化に向けた施策を推進する組織として、教育政策課内に県立高校魅力化推進室を設置するもの
- ・ 令和9年度の開催に向け、学校指導課内の開催準備室を全国高等学校総合文化祭開催推進室に改称し、体制を強化するもの

<改正等する規定>

- ・ 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ・ 教育振興推進室及び全国高等学校総合文化祭開催準備室廃止に係る告示
- ・ 県立高校魅力化推進室設置に係る告示
- ・ 全国高等学校総合文化祭開催推進室設置に係る告示

(2) 公益信託に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するもの

- ・ 公益信託に係る事務が知事の権限に一元化されることから、石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止するなど、所要の改正を行うもの

<改正等する規定>

- ・ 石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止
- ・ 石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ・ 教育長に対する権限委任規則の一部改正
- ・ 教育長専決に関する規則の一部改正
- ・ 教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の廃止
- ・ 電磁的記録を使用して行うことができる保存等の告示の廃止

(3) 文書の電子化を踏まえ、関係規定を整備するもの

- ・ 紙文書を前提とする規定を電磁的記録による文書も踏まえた内容とすることや電子契約の導入等に伴い関係規定を整備する。

<改正する規定>

- ・ 石川県教育委員会文書管理規程の一部改正

(4) 字句の修正など、関係規定を整理するもの

(ア) 所属長専決事項及び教職員の健康管理に関する規程の整理等

<改正等する規定>

- ・石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正
- ・石川県立学校処務規程の一部改正
- ・石川県立学校教職員結核管理規則の廃止

(イ) 行政手続法の一部改正に伴い、引用する条文番号を修正するもの

<改正する規定>

- ・石川県教育委員会聴聞規則の一部改正

2 改正案

別添資料

3 施行年月日

・ 1 (1)

定期人事異動日（室廃止の告示については、定期人事異動日の前日）

・ 1 (2)、(3) 及び (4) (ア)

令和8年4月1日

・ 1 (4) (イ)

令和8年5月21日

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表教育政策課の項第十四号及び第十五号を次のように改める。

14 県立高等学校の魅力化推進に係る総合調整に関すること。

15 災害時学校支援チームに関すること。

第五条の表教育政策課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和八年 月 日から施行する。

改正案

現行

(傍線部分は、改正部分)

<p>第二節 分掌事務 (分課の分掌事務) 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第二節 分掌事務 (分課の分掌事務) 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>分課名 企画調整室 教育政策課</p>	<p>分掌事務 (略)</p>
<p>13 県立高等学校の魅力化推進に係る総合調整に関すること。 14 災害時学校支援チームに関すること。 15 削る 16 30 (略)</p>	<p>13 教育振興基本計画に関すること。 14 復興教育及び防災教育の企画に関すること。 15 学校支援チームの編成に関すること。 16 31 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により設置した教育振興推進室及び全国高等学校総合文化祭開催準備室は、令和8年 月 日限り廃止した。

令和8年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和8年 月 日次のとおり室を設置した。

令和8年 月 日

石川県教育委員会

- 1 名称
県立高校魅力化推進室
- 2 位置
石川県教育委員会事務局内
- 3 分掌事務
県立高等学校の魅力化推進に係る総合調整に関すること。

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和8年 月 日次のとおり室を設置した。

令和8年 月 日

石川県教育委員会

- 1 名称
全国高等学校総合文化祭開催推進室
- 2 位置
石川県教育委員会事務局内
- 3 分掌事務
全国高等学校総合文化祭に関すること。

教育長に対する権限委任規則等の一部を改正する等の規則

(教育長に対する権限委任規則の一部改正)

第一条 教育長に対する権限委任規則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

(教育長専決に関する規則の一部改正)

第二条 教育長専決に関する規則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

(石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第三条 石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表教育政策課の項中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、第二十二号から第

三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

(石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止)

第四条 石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成十九年石川県教育委員会規則第十号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の廃止に伴う経過措置)

2 第四条の規定による廃止前の石川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第一条に規定する公益信託で公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第二条第二項に規定する旧法公益信託であるものに係る許可及び監督に関する手続については、なお従前の例による。

<p>教育長に対する権限委任規則(昭和三十一年石川県教育委員会規則第十二号)</p> <p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>新旧対照表(第一条関係)</p> <p style="text-align: center;">現 行</p> <p style="text-align: right;">(傍線部分は、改正部分)</p>
<p>第二条 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一〜十二 (略)</p> <p>― (削る)―</p> <p>十三〜十七 (略)</p>	<p>第二条 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一〜十二 (略)</p> <p>十三 教育に関する公益信託の許可に関すること。</p> <p>十四〜十八 (略)</p>

教育長専決に関する規則（昭和三十一年石川県教育委員会規則第十三号） 改 正 案	新旧対照表（第二条関係） 現 行
<p>第二条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 教育に関する公益信託事務のうち、次の事項に関すること。</p> <p>(一) 信託の変更の許可</p> <p>(二) 信託の併合の許可</p> <p>(三) 吸収信託分割の許可</p> <p>(四) 新規信託分割の許可</p> <p>(五) 受託者の辞任の許可</p> <p>(六) 検査役の選任</p> <p>(七) 受託者の解任</p> <p>(八) 新たな受託者の選任</p> <p>(九) 信託財産管理命令</p> <p>(十) 保存行為等の範囲を超える行為の許可</p> <p>(十一) 信託財産管理者等の辞任の許可</p> <p>(十二) 信託財産管理者等の解任</p> <p>(十三) 信託財産法人管理命令</p> <p>(十四) 信託管理人の選任</p> <p>(十五) 信託管理人の辞任の許可</p> <p>(十六) 信託管理人の解任</p> <p>(十七) 新たな信託管理人の選任</p> <p>(十八) 業務の監督に関する事務</p> <p>五〇八 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正案

現行

<p>第二節 分掌事務 （分課の分掌事務） 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第二節 分掌事務 （分課の分掌事務） 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>分課名 企画調整室 教育政策課</p>	<p>分掌事務 （略）</p>
<p>1 ～ 19 削る （略）</p>	<p>1 ～ 19 公益信託事務の総括に関すること。 （略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則を廃止する規則

教育委員会の所管する保存等に係る石川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十八年石川県教育委員会規則第五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県教育委員会告示第 号

電磁的記録を使用して行うことができる保存等（平成 18 年石川県教育委員会告示第 6 号）は、令和 8 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 8 年 月 日

石川県教育委員会

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成 14 年石川県教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 月 日

石川県教育委員会

第 2 条第 5 号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同条中第 7 号及び第 8 号を削り、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号の次に次の 2 号を加える。

(6) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(7) 電磁的記録媒体 電磁的記録に係る記録媒体をいう。

第 14 条第 2 項中「電子文書を除く文書」を「文書(電磁的記録を除く。)」に改める。

第 19 条中第 5 項を削り、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 起案文書には、伺い文その他総務課長又は教育政策課長が別に定める事項を記載しなければならない。

第 21 条及び第 22 条を次のように改める。

第 21 条及び第 22 条 削除

第 27 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 31 条第 6 項中「電子署名」を「前項に定めるもののほか、電子署名」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 電子契約(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術

を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成される契約をいう。)における電子署名の取扱いについては、総務課長又は教育政策課長が別に定める。

第33条第1項中「電子文書」を「電磁的記録」に改める。

第35条(見出しを含む。)中「電子文書」を「電子メールによる電磁的記録」に改める。

第40条中「電子文書」を「電磁的記録」に改め、同条に次の1項を加える。

2 未完結文書(電磁的記録に限る。)は、所属において整理し、総務課長又は教育政策課長が別に定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により保存しなければならない。

第41条中「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 完結文書(電磁的記録に限る。)は、総務課長又は教育政策課長が別に定める方法により分類整理しなければならない。

第43条第1項中「以下この条及び第48条」を「次項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 完結文書(保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。)は、文書管理システムにより整理し、及び保存しなければならない。ただし、文書管理システムにより難しいとき又はこれによることが適当と認められないときは、所属において整理し、消滅、改ざん、漏えい等が生じないように、総務課長又は教育政策課長が別に定めるところにより、第40条第2項に規定する方法により保存することができる。

第44条及び第45条を次のように改める。

第44条及び第45条 削除

第46条第3項中「第43条」を「第43条第1項又は第2項」に改め、「完結文書」の次に「(電磁的記録を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第43条第4項の規定により完結文書(保存期間が1年以上の電磁的

記録に限る。)を整理するときは、総務課長又は教育政策課長が別に定める方法により、文書の検索を行うことができるようにしなければならない。

第48条第2項を削る。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現 行
<p>(収受の手続)</p> <p>第14条 文書取扱主任は、本庁にあっては教育政策課長から配布を受けた文書及び主務課に直接到達した文書について、出先機関等にあっては庶務を担当する課長から配布を受けた文書及び当該事務を担当する課に直接到達した文書について、軽易なものを除き、文書管理システムに登録しなければならない。ただし、本庁における親展文書は、親展文書受付簿に登録し、開封せずにあて名人に交付するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>文書（電磁的記録を除く。）</u>には、当該文書の余白に収受印を押すものとする。</p> <p>3 本庁にあっては主務課長は、出先機関等にあっては当該事務を担当する課長は、前項の手続を経た後、自ら処理するもののほか、処理要領を示し、速やかに処理案を起こさせるものとする。</p> <p>4 重要又は異例に属する文書は、文書管理システム又は供覧処理票を用いて、直ちに上司の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。</p> <p>5 処理の手続を必要としない文書は、文書管理システム又は供覧処理票を用いて閲覧に供するものとする。</p> <p>6 前2項の供覧処理票は、文書管理システムを利用して作成することができるものとする。</p> <p>(起案)</p> <p>第19条 文書の起案は、文書管理システムを用い、左横書きすることを原則とする。ただし、文書管理システムにより難しいものとして総務課長又は教育政策課長が別に定める場合には、次に掲げる方法により行うことができる。</p> <p>(1) 起案用紙を用いて行う方法</p> <p>(2) 法令等に定める帳票を使用して発する届出書その他の文書について、当該帳票を用いて行う方法</p> <p>(3) 文書管理システム以外の情報システム（あらかじめ教育政策課長の承認を受けたものに限る。）により行う方法</p>	<p>(収受の手続)</p> <p>第14条 文書取扱主任は、本庁にあっては教育政策課長から配布を受けた文書及び主務課に直接到達した文書について、出先機関等にあっては庶務を担当する課長から配布を受けた文書及び当該事務を担当する課に直接到達した文書について、軽易なものを除き、文書管理システムに登録しなければならない。ただし、本庁における親展文書は、親展文書受付簿に登録し、開封せずにあて名人に交付するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>電子文書を除く文書</u>には、当該文書の余白に収受印を押すものとする。</p> <p>3 本庁にあっては主務課長は、出先機関等にあっては当該事務を担当する課長は、前項の手続を経た後、自ら処理するもののほか、処理要領を示し、速やかに処理案を起こさせるものとする。</p> <p>4 重要又は異例に属する文書は、文書管理システム又は供覧処理票を用いて、直ちに上司の閲覧に供し、その指示を受けなければならない。</p> <p>5 処理の手続を必要としない文書は、文書管理システム又は供覧処理票を用いて閲覧に供するものとする。</p> <p>6 前2項の供覧処理票は、文書管理システムを利用して作成することができるものとする。</p> <p>(起案)</p> <p>第19条 文書の起案は、文書管理システムを用い、左横書きすることを原則とする。ただし、文書管理システムにより難しいものとして総務課長又は教育政策課長が別に定める場合には、次に掲げる方法により行うことができる。</p> <p>(1) 起案用紙を用いて行う方法</p> <p>(2) 法令等に定める帳票を使用して発する届出書その他の文書について、当該帳票を用いて行う方法</p> <p>(3) 文書管理システム以外の情報システム（あらかじめ教育政策課長の承認を受けたものに限る。）により行う方法</p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現 行
<p>2 前項第1号の起案用紙は、文書管理システムを利用して作成することができるものとする。</p> <p>3 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 文体は、口語体を用いること。</p> <p>(2) 文書は、平易簡潔に、正確に、及び明瞭に記載すること。</p> <p>(3) 漢字の使用、送り仮名及び仮名遣いは、公用文における漢字使用等(平成22年石川県訓令第22号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)によること。ただし、法令における漢字使用等については、公用文における漢字使用等4にかかわらず、別途教育政策課長からの通知による。</p> <p><u>4 起案文書には、伺い文その他総務課長又は教育政策課長が別に定める事項を記載しなければならない。</u></p> <p>5 起案の要旨を説明するため必要のあるものは、起案文書に<u>関係法文及び参考となる事項又は資料を付記し、又は添付し、事案の経過を分かりやすいようにしなければならない。</u></p> <p>— (削る)</p>	<p>2 前項第1号の起案用紙は、文書管理システムを利用して作成することができるものとする。</p> <p>3 起案は、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 文体は、口語体を用いること。</p> <p>(2) 文書は、平易簡潔に、正確に、及び明瞭に記載すること。</p> <p>(3) 漢字の使用、送り仮名及び仮名遣いは、公用文における漢字使用等(平成22年石川県訓令第22号)、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)によること。ただし、法令における漢字使用等については、公用文における漢字使用等4にかかわらず、別途教育政策課長からの通知による。</p> <p>— (新設)</p> <p>4 起案の要旨を説明するため必要のあるものは、起案文書に<u>関係法文及び参考となる事項又は資料を付記し、又は添付し、事案の経過を分かりやすいようにしなければならない。</u></p> <p>5 <u>起案者は、起案文書に必要事項を記載し、記名押印又は記名押印に相当する記録をしなければならない。</u></p>
<p><u>第21条及び第22条 削除</u></p>	<p><u>第21条 削除</u></p> <p>(取扱区分の表示)</p> <p><u>第22条 起案者は、次の各号に掲げる取扱いを必要とする事案については、当該各号に定める表示を処理の欄に記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>例規に属するもの 例規</u></p> <p>(2) <u>石川県公報に登載するもの 公報登載</u></p> <p>(3) <u>官報報告をしなければならないもの 官報報告</u></p> <p>(4) <u>特殊郵便の取扱いをするもの 内容証明 配達証明 書留 現金 書留 速達 小包 その他</u></p> <p>(5) <u>電報によるもの 普通電報 至急電報 親展電報 その他</u></p> <p>(6) <u>秘密若しくは親展のもの又は重要なもの 秘 親展 重要</u></p> <p>(7) <u>託送又は持参により施行するもの 託送 持参</u></p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(条例等の案の合議) 第27条 条例、規則、訓令、告示及び公告(以下この条において「条例等」という。)の案は、教育政策課長に合議しなければならない。 — (削る)</p> <p><u>2</u> 教育政策課長は、条例等の制定及び改廃について必要があると認めるときは、主務課長に対して適当な処置を講ずるよう要請することができる。</p> <p>(公印及び電子署名の使用) 第31条 発送文書は、次の各号に掲げるものを除き、公印又は電子署名を省略するものとする。 (1) 法令等の規定により公印を押すことが必要とされている文書又は電子署名を行うことが必要とされている文書 (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書 (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を押すことが必要であると認められる文書又は特に電子署名を行うことが必要であると認められる文書 2～5 (略) <u>6</u> 電子契約(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により契約書に代わる電磁的記録が作成される契約をいう。)における電子署名の取扱いについては、総務課長又は教育政策課長が別に定める。 <u>7</u> 前項に定めるもののほか、電子署名を行うために必要な手続その他の事項は、別に定める。</p>	<p>(8) <u>ファクシミリによるもの ファクシミリ送信</u> (9) <u>電子メールによるもの 電子メール送信</u></p> <p>(条例等の案の合議) 第27条 条例、規則、訓令、告示及び公告(以下この条において「条例等」という。)の案は、教育政策課長に合議しなければならない。 <u>2</u> 教育政策課長は、前項の規定により条例等の案の合議を受けたものうち、重要と認めたものは、事務能率審議会において、審議するものとする。 <u>3</u> 教育政策課長は、条例等の制定及び改廃について必要があると認めるときは、主務課長に対して適当な処置を講ずるよう要請することができる。</p> <p>(公印及び電子署名の使用) 第31条 発送文書は、次の各号に掲げるものを除き、公印又は電子署名を省略するものとする。 (1) 法令等の規定により公印を押すことが必要とされている文書又は電子署名を行うことが必要とされている文書 (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書 (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を押すことが必要であると認められる文書又は特に電子署名を行うことが必要であると認められる文書 2～5 (略) — (新設) <u>6</u> 電子署名 _____ を行うために必要な手続その他の事項は、別に定める。</p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現 行
<p>(本庁における文書の発送及び送付)</p> <p>第33条 本庁における文書（ファクシミリによるもの及び電磁的記録を除く。以下この条及び次条において同じ。）の発送は、石川県文書管理規程の定めるところによる。</p> <p>2 出先機関等への文書の発送は、前項の規定にかかわらず、教育政策課長が運送便により行うことができる。</p> <p>3 前項の規定により文書を発送しようとするときは、次に定めるところにより、教育政策課長が定める時間までに教育政策課に送付しなければならない。</p> <p>(1) 発送文書のうち親展文書は、封筒に入れ、親展の表示をすること。</p> <p>(2) 前号以外の発送文書は、特に必要があるものを除き、封筒に入れないこと。</p> <p>4 前2項の規定による文書の発送は、発送日を定め、合封して発送するものとする。</p> <p>5 文書の発送に当たっては、送付先を誤らないよう注意しなければならない。</p> <p>(ファクシミリによる文書及び電子メールによる電磁的記録の送信)</p> <p>第35条 本庁等におけるファクシミリによる文書及び電子メールによる電磁的記録の送信は、所属において行うものとし、送信に当たっては、誤送信とならないよう注意しなければならない。</p> <p>(未完結文書の整理)</p> <p>第40条 未完結文書（電磁的記録を除く。）は、フォルダー等に収納し、所属長が指定する場所に整理しなければならない。</p> <p>2 未完結文書（電磁的記録に限る。）は、所属において整理し、総務課長又は教育政策課長が別に定めるところにより、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により保存しなければならない。</p>	<p>(本庁における文書の発送及び送付)</p> <p>第33条 本庁における文書（ファクシミリによるもの及び電子文書を除く。以下この条及び次条において同じ。）の発送は、石川県文書管理規程の定めるところによる。</p> <p>2 出先機関等への文書の発送は、前項の規定にかかわらず、教育政策課長が運送便により行うことができる。</p> <p>3 前項の規定により文書を発送しようとするときは、次に定めるところにより、教育政策課長が定める時間までに教育政策課に送付しなければならない。</p> <p>(1) 発送文書のうち親展文書は、封筒に入れ、親展の表示をすること。</p> <p>(2) 前号以外の発送文書は、特に必要があるものを除き、封筒に入れないこと。</p> <p>4 前2項の規定による文書の発送は、発送日を定め、合封して発送するものとする。</p> <p>5 文書の発送に当たっては、送付先を誤らないよう注意しなければならない。</p> <p>(ファクシミリによる文書及び電子文書_____の送信)</p> <p>第35条 本庁等におけるファクシミリによる文書及び電子文書_____の送信は、所属において行うものとし、送信に当たっては、誤送信とならないよう注意しなければならない。</p> <p>(未完結文書の整理)</p> <p>第40条 未完結文書（電子文書を除く。）は、フォルダー等に収納し、所属長が指定する場所に整理しなければならない。</p> <p>— (新設)</p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現 行
<p>(完結文書の整理区分)</p> <p>第41条 完結文書(電磁的記録を除く。)は、文書分類表により分類整理しなければならない。</p> <p>2 完結文書(電磁的記録に限る。)は、総務課長又は教育政策課長が別に定める方法により分類整理しなければならない。</p> <p>(完結文書の整理方法)</p> <p>第43条 完結文書(電磁的記録を除く。次項 _____ において同じ。)は、完結後、速やかに指定ファイルにとじ込み、整理しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定ファイルにとじ込むことが不適当な完結文書については、適当な用具を使用して整理することができる。この場合においては、当該用具には、背表紙ラベルをはり付けなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により指定ファイル又は用具(以下「指定ファイル等」という。)を作成したときは、文書管理システムに登録しなければならない。</p> <p>4 完結文書(保存期間が1年以上の電磁的記録に限る。)は、文書管理システムにより整理し、及び保存しなければならない。ただし、文書管理システムにより難いとき又はこれによることが適当と認められないときは、所属において整理し、消滅、改ざん、漏えい等が生じないよう、総務課長又は教育政策課長が別に定めるところにより、第40条第2項に規定する方法により保存することができる。</p> <p>第44条及び第45条 削除</p>	<p>(完結文書の整理区分)</p> <p>第41条 完結文書 _____ は、文書分類表により分類整理しなければならない。</p> <p>— (新設)</p> <p>(完結文書の整理方法)</p> <p>第43条 完結文書(電磁的記録を除く。以下この条及び第48条において同じ。)は、完結後、速やかに指定ファイルにとじ込み、整理しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定ファイルにとじ込むことが不適当な完結文書については、適当な用具を使用して整理することができる。この場合においては、当該用具には、背表紙ラベルをはり付けなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により指定ファイル又は用具(以下「指定ファイル等」という。)を作成したときは、文書管理システムに登録しなければならない。</p> <p>— (新設)</p> <p>(電磁的記録の整理及び保管)</p> <p>第44条 電磁的記録(電子文書を除く。以下この条において同じ。)は、所属において年度別に整理し、電磁的記録の性質に応じて最も効率的な記録媒体に保管しなければならない。この場合において、電磁的記録のうち電子情報の保管は、当該電子情報を管理するシステムにより行うものとする。</p> <p>2 電磁的記録の保管に当たっては、消滅、改ざん、漏えい等が生じない</p>

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	現 行
<p>う。）、所属長が指定する場所に収納し、保管しなければならない。 ー （削る）</p>	<p>日の属する年度の翌年度の末日までの期間（以下「保管期間」という。）、所属長が指定する場所に収納し、保管しなければならない。 <u>2 前項の規定により完結文書を収納するときは、完結文書の整理が終了していない指定ファイル等と完結文書の整理が終了した指定ファイル等を区分して保管するものとする。</u></p>

石川県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 月 日

石川県教育委員会

別表第 2 本庁の課長の共通的専決事項の表第 20 号(2)及び別表第 4 出先機関等の長の共通的専決事項の表第 14 号(2)中「（機 関）」の下に「（出 先 機 関）」を加える。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 案

現 行

<p>別表第二 本庁の課長の共通の専決事項</p> <p>1 〱 19 (略)</p> <p>20 石川県教育委員会事務局等処務規程</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課員の第七十条の三第一項の規定による部分休業の承認及び同条第二項の部分休業簿の受理</p> <p>21・22 (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>本庁の課長の個別の専決事項 (略)</p> <p>別表第四 出先機関等の長の共通の専決事項</p> <p>1 〱 13 (略)</p> <p>14 石川県教育委員会事務局等処務規程</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長及び所属職員^〱の第七十条の三第一項の規定による部分休業の承認及び同条第二項の部分休業簿の受理</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>出先機関等の長の個別の専決事項 (略)</p>	<p>別表第二 本庁の課長の共通の専決事項</p> <p>1 〱 19 (略)</p> <p>20 石川県教育委員会事務局等処務規程</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 課員の第七十条の三第一項の規定による部分休業の承認</p> <p>21・22 (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>本庁の課長の個別の専決事項 (略)</p> <p>別表第四 出先機関等の長の共通の専決事項</p> <p>1 〱 13 (略)</p> <p>14 石川県教育委員会事務局等処務規程</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 長及び所属職員^〱の第七十条の三第一項の規定による部分休業の承認</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>15 (略)</p> <p>出先機関等の長の個別の専決事項 (略)</p>

石川県教育委員会訓令第 号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 月 日

石川県教育委員会

第 52 条中「石川県教育委員会事務局等処務規程」の下に「(昭和三十四年石川県教育委員会訓令第 11 号)」を加える。

別表第 2 第 11 号(2)中「承認」の次に「及び同条第 2 項の部分休業簿の受理」を加える。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

改 正 案	現 行
<p>（石川県教育委員会事務局等処務規程の準用） 第五十二条 この規程に定めるもののほか、服務に関する事項については、石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和四十一年石川県教育委員会訓令第二号）の規定を準用する。</p> <p>別表 2（第 9 条関係） 校長の専決事項 1～10（略） 11 石川県立学校処務規程 (1)（略） (2) 校長及び職員の前 32 条の 4 第 1 項の規定による部分休業の承認及び <u>同条第 2 項の部分休業簿の受理</u> (3)・(4)（略）</p>	<p>（石川県教育委員会事務局等処務規程の準用） 第五十二条 この規程に定めるもののほか、服務に関する事項については、石川県教育委員会事務局等処務規程 の規定を準用する。</p> <p>別表 2（第 9 条関係） 校長の専決事項 1～10（略） 11 石川県立学校処務規程 (1)（略） (2) 校長及び職員の前 32 条の 4 第 1 項の規定による部分休業の承認 _____ (3)・(4)（略）</p>

石川県立学校教職員結核管理規則を廃止する規則

石川県立学校教職員結核管理規則（昭和三十四年石川県教育委員会規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

石川県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会聴聞規則（平成六年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

第三条第二項中「第十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

附 則

この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

<p>(定義) 第二条 略</p> <p>一 当事者 法第十五条第一項又は条例第十五条第一項の規定による通知を受けた者（法第十五条第四項後段又は条例第十五条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。</p> <p>二〽五 略</p> <p>（聴聞の通知及び期日の変更） 第三条 略</p> <p>2 教育委員会が前項の通知（<u>法第十五条第三項及び第四項又は条例第十五条第三項及び第四項の規定による通知を含む。</u>以下「聴聞の通知」という。）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、教育委員会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3〽5 略</p>	<p>(定義) 第二条 略</p> <p>一 当事者 法第十五条第一項又は条例第十五条第一項の規定による通知を受けた者（<u>法第十五条第三項後段又は条例第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。</u>）をいう。</p> <p>二〽五 略</p> <p>（聴聞の通知及び期日の変更） 第三条 略</p> <p>2 教育委員会が前項の通知（<u>法第十五条第三項</u> <u>又は条例第十五条第三項</u> の規定による通知を含む。以下「聴聞の通知」という。）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、教育委員会に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>3〽5 略</p>
---	---